

# 第10次宮崎県交通安全計画の策定について

## 1 趣 旨

交通安全対策基本法第25条において、都道府県は、国の交通安全基本計画に基づき、交通安全に関する総合的な施策等を定める計画を作成することが義務付けられている。

このため、国の第10次交通安全基本計画に基づき、平成28年度を始期とする第10次宮崎県交通安全計画を策定する。

## 2 概 要

### (1) 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5年間

### (2) 計画の概要

- ・ 本県における交通安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定める。
- ・ 平成32年までの交通事故による死傷者数等の抑止目標を設定するとともに、講ずべき各種対策を示す。

### (3) 基本理念

「人優先」の交通安全思想を基本とし、交通事故を構成する三要素（人・交通機関・交通環境）に対する各種施策の推進、情報通信技術（ICT）の活用、救助・救急活動及び被害者支援の充実などにより、交通事故のない社会を目指す。

## 3 具体的な内容

### 第1章 道路交通の安全

#### (1) 目標

平成32年までに、年間の

- ・ 24時間死者数 39人以下
- ・ 死傷者数 9,000人以下 にする。

#### (2) 対策

##### 【重点的に対応すること】

高齢者及び子供の安全確保  
歩行者及び自転車の安全確保  
生活道路における安全確保

## 【重視すべき事項】

交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進  
地域ぐるみの交通安全対策の推進  
先端技術の活用推進

## 【講じようとする施策】

道路交通環境の整備

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・幹線道路における交通安全対策の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・災害に備えた道路交通環境の整備 等

交通安全思想の普及徹底

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・効果的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進 等

安全運転の確保

- ・運転者教育等の充実
- ・運転免許制度の改善
- ・安全運転管理の推進
- ・事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進
- ・交通労働災害の防止 等

車両の安全性の確保

- ・車両の安全性に関する基準等の改善の推進
- ・自動車アセスメント情報の提供等
- ・自動車の検査及び点検整備の充実
- ・自転車の安全性の確保 等

道路交通秩序の維持

- ・交通の指導取締りの強化等
- ・交通事故事件に係る適正かつ緻密な捜査の一層の推進
- ・暴走族対策の推進

救助・救急活動の充実

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備
- ・救急関係機関の協力関係の確保等

### 被害者支援の充実と推進

- ・自動車損害賠償保障制度の充実等
- ・損害賠償の請求についての援助等
- ・交通事故被害者支援の充実強化

### 調査研究の推進

- ・交通事故要因の総合的な調査研究の推進
- ・交通事故調査に係る情報等の県民への積極的提供

## 第2章 鉄道及び踏切道における交通の安全

### (1) 目標

- ・乗客の死者数ゼロの継続を目指す。
- ・運転事故全体の死者数減少を目指す。
- ・踏切事故の発生を極力防止する。

### (2) 対策

#### 【安全対策を考える視点】

重大な列車事故の未然防止

利用者等の関係する事故の防止

それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的対策の推進

#### 【講じようとする施策（鉄道）】

鉄道交通環境の整備

- ・鉄道施設等の安全性の向上
- ・運転保安設備等の整備

鉄道交通の安全に関する知識の普及

- ・踏切通行者、沿線住民等に対する正しい知識の浸透 等

鉄道の安全な運行の確保

- ・運転士の資質の保持
- ・気象情報等の充実
- ・大規模な事故等が発生した場合の適切な対応 等

鉄道車両の安全性の確保

- ・鉄道車両の電子機器等の誤作動防止のための方策の検討 等

救助・救急活動の充実

- ・主要駅における防災訓練の充実や関係機関との連携・協力体制の強化 等

#### 被害者支援の推進

- ・ 県の実情に沿った支援の仕組みや体制の整備に向けた取組みの実施 等

#### 鉄道事故等の原因究明と再発防止等

- ・ 総合的な調査研究の推進
- ・ 事故等の防止につながる啓発活動の実施 等

#### 研究開発及び調査研究の充実

- ・ 安全性の更なる向上に資する開発及び調査研究の推進 等

#### 【講じようとする施策（踏切道）】

##### 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進

- ・ 構造改良や立体交差化等による総合的な対策の促進 等

##### 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

- ・ 踏切道の利用状況、交通規制状況を勘案した整備 等

##### 踏切道の統廃合の促進

- ・ 地域住民の通行に特に支障のない近接踏切道の統廃合 等

##### その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

- ・ 踏切通過方法等の教育の推進と啓発の実施 等